

政令第 号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。  
道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

附 則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 理由

消費税率の引上げに伴い、指定区間内の国道に係る占用料の額を引き上げる必要があるからである。